

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会
利益相反の取り扱いに関する規程

日本スポーツ栄養学会 利益相反の取り扱いに関する規程

日本スポーツ栄養学会利益相反委員会

第1章 研究発表活動にかかる利益相反事項の届出と公表

第1条(本学会講演会などにおける利益相反事項の申告)

- 1 発表者は、日本スポーツ栄養学会(以下、「本学会」という。)が主催する講演会(学会大会及び講習会等)で研究等に関する発表・講演を行う場合、発表する研究等に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について過去1年間における利益相反状態の有無を、所定の様式により自己申告しなければならない。自己申告は、学会大会については、主催者の指定する期日までに、講習会・教育セミナーについては、講演依頼に対する承諾書とともに行なわなければならない。

発表者は、該当する利益相反状態について、発表スライドの最初(または演題・発表者などを紹介するスライドの次)に、あるいはポスターの最後に、所定の様式により開示するものとする。

- 2 「研究等に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、研究等に関し次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

- ① 研究等を依頼し、または、共同で行った関係(有償無償を問わない)
- ② 研究等において評価される薬剤・食品、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- ③ 研究等において使用される薬剤・食品・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- ④ 研究等について助成・寄付などを行っている関係
- ⑤ 研究等において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
- ⑥ 寄付講座などのスポンサーとなっている関係

- 3 発表演題に関連する「研究等」とは、スポーツ栄養学の進歩や選手の競技力向上等を目的として行われる産学連携の研究、調査及び実践活動報告等をいう。

第2条(利益相反自己申告の基準について)

利益相反自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- ① 当該の研究等に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下、企業・組織や団

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会
利益相反の取り扱いに関する規程

体という)の役員、顧問職などとしての給与については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。

- ② 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から研究等(受託研究費、共同研究費など)に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- ⑦ 企業・組織や団体が研究のために提供する資材・機材・場所・設備・人材等の無償もしくは有利な価格での提供の総額が年間100万円以上とする。
- ⑧ 企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- ⑨ 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- ⑩ その他、研究等とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、⑥、⑦については、発表者個人か、発表者が所属する部局(講座、分野)あるいは研究室などへ当該の研究等の成果の発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

第3条(学会研究誌などにおける届出事項の公表)

- 1 本学会研究誌などで発表(総説、原著論文など)を行う著者全員は、発表内容が本規程第1条2項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去1年間以内における利益相反状態を投稿規程に定める様式を用いて事前に本学会編集事務局へ届け出なければならない。申告には、収入・財産を共有する者の利益相反状態の有無も含めるものとする。責任著者は当該論文にかかる著者全員から利益相反状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。この「利益相反」の記載内容は、論文末尾、謝辞または文献の前に掲載される。規定された利益相反状態がない場合は、「開示すべき利益相反はない」などの文言が同部分に記載される。投稿時に明らかにする利益相反状態は、「スポーツ栄養学領域での研究等の利益相反に関する指針」のIV. 申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会
利益相反の取り扱いに関する規程

己申告が必要な金額は本規程第2条にしたがう。本学会刊行物での発表もこれに準じる。なお、届けられた「利益相反自己申告書」は論文査読者には開示しない。

- 2 本学会大会及び講習会・教育セミナー等で発表（一般演題、教育講演、シンポジウムなど）を行う発表者は、発表内容が本規程第1条2項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、発表時から遡って過去1年間以内における利益相反状態を所定の方法により事前に学会大会事務局もしくは講習会・教育セミナー等の関連事務局へ届け出なければならない。発表者は当該発表にかかる共同発表者全員から利益相反状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。この「利益相反」の記載内容は、発表スライドの冒頭に掲載される。規定された利益相反状態がない場合は、「開示すべき利益相反はない」などの文言が同部分に記載される。発表時に明らかにする利益相反状態は、「スポーツ栄養学領域での研究等の利益相反に関する指針」のIV. 申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は本規程第2条にしたがう。

第2章 学会役員等としての活動にかかる利益相反事項の取扱い

第4条（役員、委員長、委員などの利益相反申告書の提出）

- 1 本学会の役員（会長、副会長、理事、監事）、学会大会会長（次期大会会長、次々期大会会長を含む）、各種委員会の委員長および委員（オブザーバーを含む）、本学会の事務職員は、「スポーツ栄養学領域での研究等の利益相反に関する指針」のIV. 申告すべき事項について、就任時の前年度 1 年間における利益相反状態の有無を所定の様式にしたがい、就任時と、就任後は1年ごとに、利益相反自己申告書を学会事務局へ提出し、利益相反委員会で検証されなければならない。なお、本学会の役員及び学会大会会長は、当該候補者となった時点で、過去 1 年間における利益相反状態の有無を学会事務局に届け出なければならない。既に利益相反自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。

但し、利益相反の自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

- 2 各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、本規程第2条で規定された基準額とし、所定の様式にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。申告書には提出時の前年1年間分の利益相反相反状態を記入する。但し、役員などは、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合には、8週以内に所定の様式により報告する義務を負うものとする。

第3章 利益相反情報の管理・利用・公表等

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会
利益相反の取り扱いに関する規程

第5条（管理に関する原則）

- 1 学会大会発表及び講習会・教育セミナー等のための主催者指定の期日あるいは本学会研究誌への論文投稿時に提出される利益相反自己申告書は、提出の日から3年間、会長の監督下に学会事務局で厳重に保管されなければならない。
- 2 本学会の理事・関係役職者は、本規程にしたがい、提出された自己申告書をもとに、当該個人の利益相反状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断にしたがった管理ならびに措置を講ずる場合、当該個人の利益相反情報を随時利用できるものとする。
但し、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

第6条（不要情報の削除）

役員任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する利益相反情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から3年間、会長の監督下に学会事務局で厳重に保管されなければならない。3年間の期間を経過した者については、会長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の利益相反情報の削除・廃棄を保留できるものとする。学会大会会長に関する利益相反情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

第7条（利益相反情報の開示・公表）

- 1 利益相反情報は、第5条2項の場合を除き、原則として非公開とする。
- 2 利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。
- 3 開示もしくは公表される利益相反情報の当事者は、理事会に対して意見を述べるることができる。
但し、開示もしくは公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。
- 4 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があつた場合、妥当と思われる理由があれば、会長からの諮問を受けて利益相反委員会が個人情報保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反委員会で対応できないと判断された場合には、会長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成される利益相反調査委員会を設置して諮問する。委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は利益相反

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会
利益相反の取り扱いに関する規程

調査委員会委員を兼ねることはできない。利益相反調査委員会が開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

第8条（利益相反委員会）

利益相反委員会の詳細については、委員会細則<総則>及び利益相反委員会細則による。

第9条（違反者に対する措置）

- 1 本学会研究誌などで発表を行う著者、ならびに本学会大会及び講習会・教育セミナー等の発表予定者によって提出された利益相反自己申告事項について、編集委員会や大会学術担当者（例：実行委員長など）にて疑義もしくは社会的・道義的問題が発生したと判断された場合、編集委員長または学会大会会長及び講習会・教育セミナー等の担当責任者は事案について十分な調査、ヒアリングなどを行い、掲載や発表の差し止めなどの必要な措置を講ずることができる。なお、これらの措置の際に編集委員長、学会大会会長及び講習会・教育セミナー等の担当責任者は理事会に意見を求めることができる。理事会への報告が、深刻な利益相反状態であることを判定するものである場合は、理事会は事案について利益相反委員会に諮問し、対応を協議することができる。事案について、本学会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行ったうえで適切な措置を講ずる。深刻な利益相反状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事会は、利益相反委員会からの答申をもとに審議のうえ、当該発表予定者の論文発表や学会発表の差し止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事会は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。
- 2 本学会の役員、各種委員会委員長、利益相反自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された利益相反事項に問題があると利益相反委員会の検証によって指摘された場合には、利益相反委員会委員長は文書をもって会長に報告し、会長は速やかに理事会で審議をし、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者にあつては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。

第10条（不服申立審査請求）

- 1 第9条1項により、本学会事業での発表（学会研究誌、学会大会及び講習会・教育セミナー等）に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに、第9条2項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会
利益相反の取り扱いに関する規程

知を受けた日から7日以内に、会長宛ての不服申立審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。

- 2 審査請求書には、会長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、会長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。但し、その情報は不服申立が認められた場合には利益相反情報として取り扱われるものとする。

第11条（不服申立審査手続）

- 1 不服申立審査請求を受けた場合、会長は速やかに不服申立審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は会長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
- 2 不服申立審査請求者は、審査に関する第1回の委員会の7日前までに、不服申立審査請求書の補充書並びに資料を追加して提出することができる。その場合は、第10条2項の規定を準用する。
- 3 審査委員会は、当該不服申立にかかる利益相反委員会委員長ならびに不服申立審査請求者から必要がある時は意見を聴取することができる。但し、定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。
- 4 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申立に対する答申書をまとめ、会長に提出する。

第12条（不服申立審査委員会決定の最終処分性）

不服申立請求に対する不服申立審査委員会の決定は、最終のものとする。

第13条（規程の変更）

本規程は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。利益相反委員会は、本規程の見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て、変更することができる。

附則

第1条（施行期日）

特定非営利活動法人 日本スポーツ栄養学会
利益相反の取り扱いに関する規程

本規程は、2019年8月24日から1年間を試行期間とし、その後に完全実施とする。ただし、試行期間中は罰則規定を適用しない。

第2条(本規程の改正)

本規程は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正及び整備ならびにスポーツ栄養学をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、数年ごとに見直しを行うこととする。

第3条(役員などへの適用に関する特則)

本規程施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本規程を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。